

通達といかに向き合うべきか

— 税理士にとっての永遠の課題に取り組んだ実務家必読の書!! —

税理士業務に活かす!

通達のチェックポイント

— 所得税裁判事例精選 20 —

酒井 克彦 [編著・監修]
Katsuhiko Sakai



通達のチェックポイント 第2弾!

- 所得税基本通達の正しい理解と実務への活用のために判例をもとに解説した唯一の書!
- 精選した20の判例をベースに重要通達の留意すべきポイントを詳解。
- 中央大学酒井克彦教授の編著・監修による、信頼度の高い内容。

A5判・370頁

定価：本体2,200円+税

内容見本

事 例 編

16 ゴルフ会員の資産該当性

譲渡により生じる利益なるものは、その債権の元本の増加益すなわちキャピタル・ゲインそのものではなく、期間利息に相当するものであるとの理解に基づいていると考えられる。もちろん、そのような場合があることは否定できないが、…上記理解は一面的にすぎるとの批判を免れ難く、上記通達の合理性には疑問を払拭できないというべきである。

「Xが取得した資産は、各種の権利義務が一体となった契約上の地位としての本件ゴルフ会員権であるのに対し、本件取引は、自らの意思で預託金返還請求権以外の権利義務等を消滅させた上、同請求権を行使したものであるから、両者の資産としての内容・性格は大きく異なり、その間に差額を生じているとしても、これをもって所得税法33条1項にいう「…譲渡…による所得」ということはできない。」

「そうすると、Xの主張に係る損失は、譲渡所得の金額の計算上生じたものというだけでは不十分で、譲渡所得の金額の計算上生じたものと解される」、したがって、他の所得と損益通算することはできないと解するのが相当である。」

□ 名古屋高裁平成17年12月21日判決
名古屋高裁も第一審をおおむね支持してXの請求を棄却した。ただし、上記判決文中の下線部分は削除されている。

ハ 最高裁平成18年6月30日第二小法廷決定
最高裁は上告棄却・上告不受理とした。

2 注解所得税法研究会・注解711頁。

2 解 説

(1) 譲渡所得の本質

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいうと規定されている(所法33①)。その本質はキャピタル・ゲイン、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである(増加益清算課税説)³。

ここで譲渡所得の意義と範囲を論ずる上で問題になるのは、資産とは何か、譲渡とは何かであり、以下検討することとする。

(2) ゴルフ会員権は所得税法33条1項にいう「資産」か

所得税法33条1項にいう「資産」とは、譲渡性のある財産権を全て含む概念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれると解されている⁴。

ここで、預託金会員性ゴルフ会員権の法的性質は、①ゴルフ場施設の優先的利用権、②預託金返還請求権、及び③会費納入義務からなる契約上の地位であると解されており⁵、ゴルフ会員権は、通常、所得税法33条1項にいう「資産」に含まれ、その譲渡による所得は譲渡所得を構成する(平成26年度税制改正については後述)。

この点、ゴルフ場施設の優先的利用権が時効により消滅すると、

3 金子・租税法246頁。最高裁昭和43年10月31日第一小法廷判決(訟14巻12号1442頁)、最高裁昭和47年12月26日第三小法廷判決(民集26巻10号2083頁)。

4 金子・租税法247頁。なお、清水敬次教授は「資産とは譲渡可能な有価物を意味」と述べている(請求・税法93頁)。

5 最高裁昭和50年7月25日第三小法廷判決(民集29巻6号147頁)。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第1章 総論

通達の公表と最高裁判決の射程範囲

第2章 事例編

1 事前認定手続を定めた通達と租税法律主義／2 通達の遡及適用／3 米国LPSの法人該当性／4 任意組合等の所得計算方法の任意選択／5 従業員慰安旅行に係る経済的利益と少額不追及／6 役員分掌変更に伴う一時金の退職所得該当性／7 土地の取得に係る借入金利子／8 所得税法59条における取引相場のない株式の価額／9 保証債務の履行の範囲／10 所得税税法上の気配相場のない株式の評価方法／11 二重利得法の採用事例／12 満期返戻金に係る一時所得の計算(逆ハーフタックスプラン事件)／13 裁判所において許容された通達の廃止の影響／14 「宿日直」の意義／15 債務免除益の所得区分と源泉徴収義務／16 ゴルフ会員権の資産該当性／17 藤沢メガネ訴訟(医療費控除)／18 支払者が債務免除を受けた場合の源泉徴収義務／19 スtock・オプション事件(通達の制定と「正当な理由」)／20 匿名組合の所得区分に関する通達改正と「正当な理由」

第3章 重要論点

- I キャピタル・ゲイン課税にみる譲渡益説への傾斜—所得税基本通達の取扱いを中心として—
- II 所得税基本通達にみるフリンジ・ベネフィットの取扱い

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!